

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市町村都市再生整備協議会）</p> <p>第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会（以下この章において「市町村協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>一～五 略</p> <p><u>六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第 号）第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人</u></p> <p><u>七 略</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>（市町村都市再生整備協議会）</p> <p>第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会（以下この章において「市町村協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 略</p> <p>2～5 略</p>